

議案第30号

特別区道路線の廃止

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 道路法第10条第3項の規定に基づき、本案を提出する。

特別区道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、特別区道路線を次のように廃止する。

整理番号	起 終 点	備 考
R 4 - 5	1 4 7 番 5 地 先 無 番 从 世田谷区八幡山三丁目 1 4 7 番 2 3 地 先 無 番 まで	八幡山三丁目 3 7 番

(参考)

延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	面 積 (平方メートル)	道路の現況
4 4 . 7 5	1 . 8 2	8 1 . 4 4	な し

(参考)

# 案内図



廃止する特別区道路線

街区

八幡山三丁目37番

